

令和6年10月11日付課法2-26ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（法人税編）の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

租税特別措置法通達関係

1 戦略分野国内生産促進税制の創設（法令改正）

青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る同法の認定事業適応事業者で、その事業適応計画に従って実施されるエネルギー利用環境負荷低減事業適応（そのエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置のうち同法の産業競争力基盤強化商品の生産及び販売であって、我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限り、）を行うものが、その事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「産業競争力基盤強化商品生産用資産」といいます。）の取得等をして、国内にある事業の用に供したときは、その認定の日以後10年以内（以下「対象期間」といいます。）の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本制度の税額控除の対象となった金額を除きます。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとする制度が創設されました。ただし、控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の40%（半導体生産用資産にあつては、20%）を上限とし、控除限度超過額は4年間（半導体生産用資産にあつては、3年間）の繰越しができることとされました。

なお、所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除きます。）を適用しないこととされました。

- (1) 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること。
- (2) 国内設備投資額が当期償却費総額の40%を超えること。

○ 国内資産の内外判定等（措通42の12の7－5 新設）

上記1(2)の判定に当たっては、租税特別措置法関係通達（法人税編）42の13－5から42の13－10までの取扱いを準用することを明らかにしています。

2 中小企業事業再編投資損失準備金制度（法令改正）

中小企業事業再編投資損失準備金制度について、次の措置が講じられました。

- (1) 青色申告書を提出する法人で新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第45号）の施行の日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画の認定を受けた認定特別事業再編事業者であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合を除きます。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置が加えられました

イ その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等90%

ロ 上記イに掲げるもの以外の株式等100%

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとされています。

- (2) その事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結している場合には、経営力向上計画に係る措置を適用しないこととされました。
- (3) 準備金の取崩し事由に株式等の取得をした事業年度後にその事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結した場合が加えられ、その事由に該当する場合には、その全額を取り崩して、益金算入することとされました。

○ 特別事業再編のための措置として取得をした株式等の区分（措通56－1の2 新設）

認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置であって産業競争力強化法第2条第18項第6号に掲げる措置に該当するものを行う前に当該認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として同号に掲げる措置に該当しないものを行っていたとしても、同号に掲げる措置に該当するもののうち最初に行うものとして取得をした株式等が租税特別措置法第56条第1項の表の第2号の第4欄イに掲げる株式等に該当すること等を留意的に明らかにしています。